

広報 しんち

	3月1日現在 ()内は前月比
🏠	2,000世帯 (-3)
♂	男 4,376人 (+2)
♀	女 4,483人 (±0)
合計	8,859人 (+2)

57/4



四月は入学 シーズン

四月は入学シーズン。五日には町内各保育所の入所式が、六日には小学校・中学校で入学式が行われます。

五日の入所式を前に、各保育所では三月十八日、新入所児童に対する用品の引渡しが行われました。お母さんたちに連れられた子供たちはニコニコ顔で制服・カバン等を受けとり、さっそく身につけるなどして、入所する日を心待ちにしているようでした。(写真)

なお、今年度、保育所に入所する児童は、新地保育所百十人、福田保育所五十七人、駒ヶ嶺保育所八十四人、浜保育所七十九人の計三百三十人となっています。

ところで、この時期父兄にとって心配なのが交通事故。六日からは春の全国交通安全運動が始まりますが、父兄のかたも特に

○ 実際の通学(所)時間に合わせて、子供と一緒にその通学路を何回か通って危険箇所をチェックし、信号機や道路標識(標示)の意味、道路の正しい渡り方などについて具体的に指導する

○ 前日に準備を済ませ、早寝早起きをするとともに、忘れ物がないよう登校(所)前に必ず点検をする習慣をつけさせる

○ あわてて登校(所)することがないよう時間に余裕をもって出かける

———などに注意し、悲惨な交通事故から大切な子供を守りたいものです。



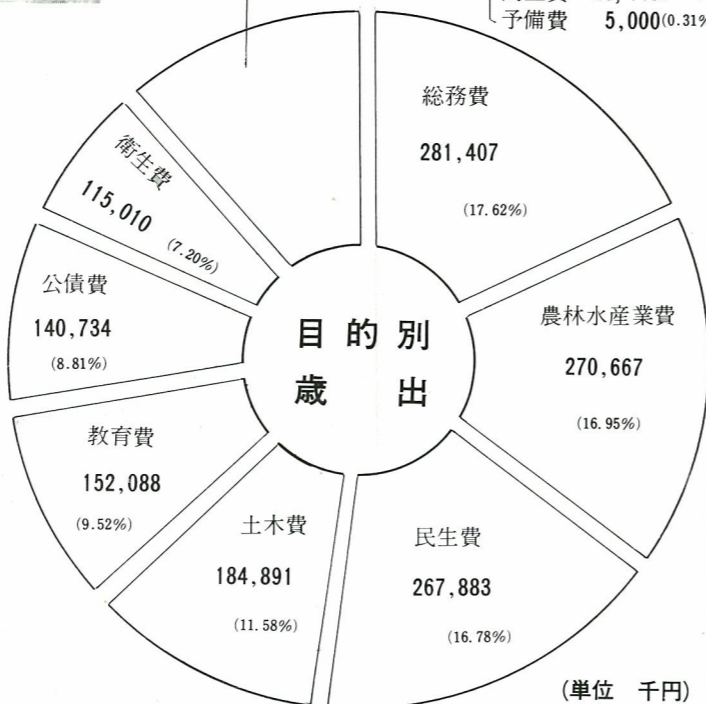
▲今年度は町道整備に予算総額の7%を計上

57年度一般会計予算

15億

伸び率

- 消防費 75,306 (4.72%)
- 議会費 53,051 (3.32%)
- 労働費 30,514 (1.91%)
- 商工費 20,443 (1.28%)
- 予備費 5,000 (0.31%)



- #### 生活環境の整備
- 町道の整備
 - 中里磯山線
 - 木崎地内、国道六号線より東、前年度舗装区域に引き続き延長五百m・幅員七mの舗装
 - 高校人口釣師線
 - 小川地内、国鉄常磐線より東、田中橋までの延長三百六十七m・幅員六mの改良舗装
 - 深町大槻線
 - 小川北原地内旧国道六号線電々公社電話交換所より西へ延長九十二m・幅員五mの改良
 - 福田中山線
 - 福田鉄炮町地内、三滝川山

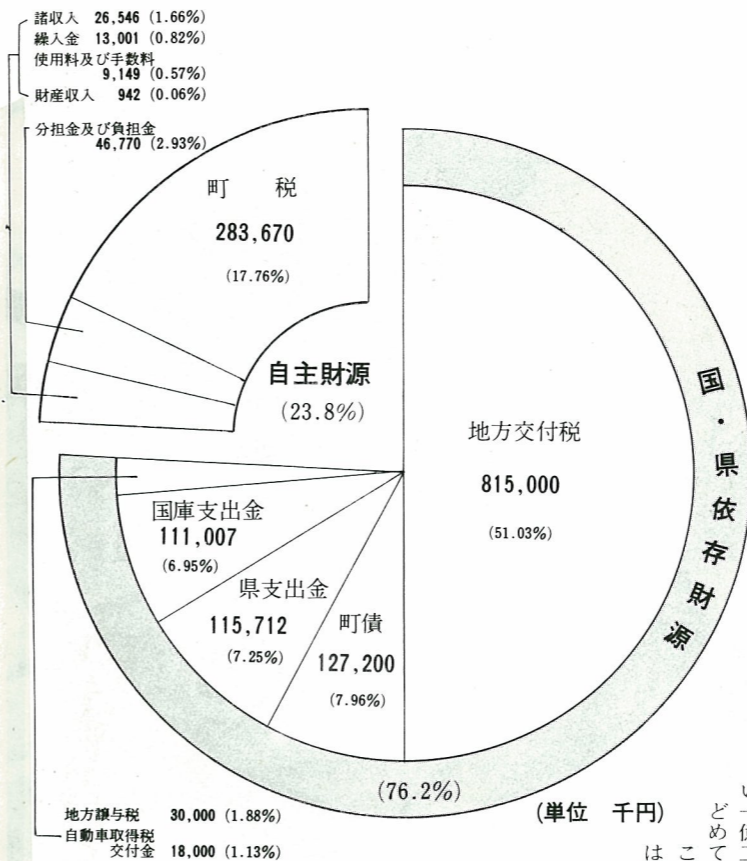
57年度の主な事業

- 農村総合整備モデル事業
 - 町道東清水中西線
 - 藤崎地内延長五百十m・幅員四mの改良
 - 町道駒ヶ嶺椎木線
 - 上ノ町地内延長三百m・幅員四mの改良
 - 町道局裏中島東線
 - 中島地内延長三百七十二m・幅員五mの改良
 - 町道八郎寺前線
 - 岡地内延長三百五十五m・幅員四mの改良
 - 町道谷地前安波線
 - 大戸浜地内、前年度改良部分延長三百七十九m・幅員五mの舗装
- 交通安全施設の整備
 - 菅谷今神線
 - 駒ヶ嶺国道六号線より東延長五百mの歩道設置
 - 尚英中学校入口の側溝整備
 - 駒ヶ嶺地内国道六号線と高田から駒ヶ嶺駅に通
- 道路台帳の整備
 - 道路台帳の整備を行うため、今年度から五カ年計画で航空測量などを行います。
- 産業の振興
 - 第二期水田利用再編対策事業
 - 今年度の町の転作目標面積は、二年続きの天候不順による不作から、通年施行面積を含め、前年並みの百十八haが配分されています。
 - 今年度は特に、七、三運動の推進(配分面積の七〇%の集団化、その内三〇%の団地化)をはじめ、転作により農家所得が低下しないよう転作物の生産性向上と定着化を図るため、技術指導を行います。
 - 農用地高度利用促進事業
 - 五十六年度から五カ年計画で実施しているこの事業は、今年度は二年目に当たり、四十七名の流動化推進員が中心となり、農

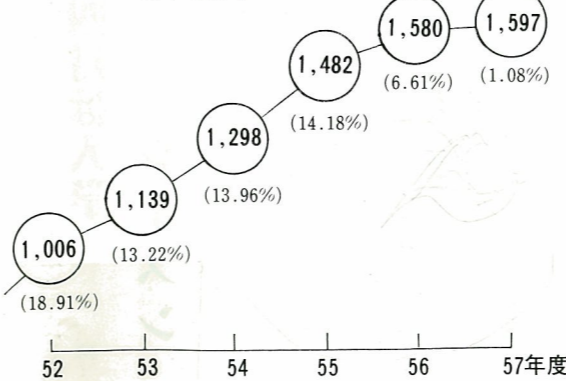
(次頁へ続く)

9700万円

1.08%の緊縮予算



一般会計当年初予算
過去6年間の動き
単位100万円
()内は前年度に対する伸率



一般会計の歳入では、国からの地方交付税が八億一千五百万円で歳入全体の五一・〇三%を占め、町の財源の大きな柱となっており、国、県の支出金も歳入で占め

一方、自主財源である町税は、前年度より三千九百三十三万二千円多い二億八千三百六十七万円が見込まれ、地方交付税に次ぐ第二の財源となっています。しかし、歳入全体に占める割合では一七・七六%と前年度に比べ若干伸びているもののまだまだ少なく、自主財源全体でも、二・三・八%にしか達していません。財源の不足は、町債(借入金)で補うこととなりますが、起債充当率の引下げなどから新規事業を抑制したため、前年度より五千七百三十万少ない一億二千七百万円にとどめています。

会計別の状況

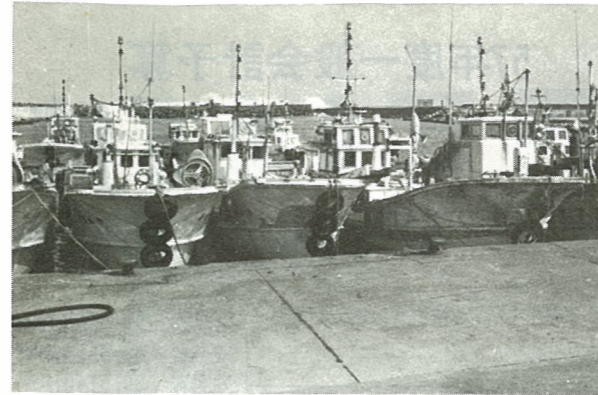
会計別	区分	昭和57年度当初予算	昭和56年度当初予算	比較	前年度に対する伸率
一般会計		1,597,000	1,580,000	17,000	1.08%
国民健康保険特別会計		403,591	361,445	42,146	11.66%
上真弓飲料水供給施設特別会計			563	△ 563	
水道事業	収益的収入及び支出	76,950	98,071	△ 21,121	△ 21.54%
	資本的支出	4,032	225,431	△ 221,399	△ 98.21%
合計		2,081,573	2,265,510	△ 183,937	△ 8.12%

地の貸し手、借り手の掘り出し、農地の流動化、土地利用権の集積を図ると共に、農作物の栽培の改善、農作業の効率化、農地の利用権の設定など、地域の農業生産体制の刷新、強化を図ります。

◇**松ヶ房ダムの建設**
新地町、相馬市のかんがい用水を確保するため相馬市山上松ヶ房地内に建設を進めている松ヶ房ダムは、今年度にダム仮排水路、右岸付替道路、左岸資材運搬道路、用地買収等を行う予定です。

◇**県営新地区ほ場整備事業**
今年度は暗渠排水、水路舗装、農道舗装等を行い、今年度でこの事業は完了する予定です。

◇**県営新地区二期地区農免道路**



南防波堤の砂止工、泊地しゅんせつ等を行う予定の釣師浜漁港

菅谷地内農免道路未改良部分延長四百三十八mの改良

◇**県営駒ヶ嶺地区一般農道整備**
赤柴果樹選果場から県道中島赤柴線に至る延長一千二百三十五mの舗装

◇**相馬地域開発計画の推進**
相馬地域開発計画は、工業団地と発電所用地を一体化した電源地帯工業団地の指定をうけ、五十七年度用地買収完了、五十八年度以降団地造成に着手、六十四年には一部操業開始を目標として計画が進められて

います。開発を進めるに当たっての最も大きな課題は地権者の生活再建対策であり、今後、各種補償をはじめ代替地等に対応してまいります。また、相馬港建設に伴う計画海域漁業権の消滅が予定されており、漁業者に対する生活再建、養殖漁業等への転換等に取り組んでまいります。

◇**釣師浜漁港の整備**
今年度は南防波堤の砂止工五百五十m、泊地しゅんせつ三千m等を行います。

3月定例町議会

北海道 伊達市と姉妹都市提携
個人情報・データ保護条例
など13議案を可決

三月定例町議会が三月十二日から二十日までの九日間の日程で開かれ、伊達市との姉妹都市の締結、個人情報及びデータ保護条例など十三議案を審議し、原案どおり可決しました。議案の内容は次のとおりです。

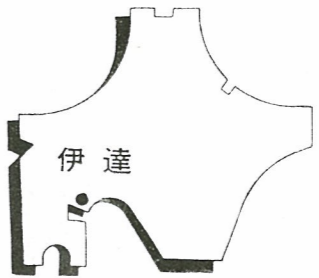
◇**固定資産評価審査委員会委員の選任**
固定資産評価審査委員を選任するに当たり、議会の同意を求めたもので、次のかたを選任しました。
荒 清治氏(60歳)
駒ヶ嶺字諏訪22

◇**国民健康保険条例の一部改正**
出産の際支給する助産費を、八万円から十万円に引

上げたものです。
◇**電子計算機利用に係る個人情報及びデータ保護に関する条例の制定**
現在町では、各種の計算業務を計算センターに委託して業務を処理していますが、電子計算機利用の機会が多くなり、高度化するに伴い、個人の秘密事項の個人情報など、個人情報及びデータの保護をはかるもので、これによって、住民の基本的な

権を守るとともに、事務の適正な運営をはかるものです。
◇**昭和56年度一般会計補正予算**
今回の補正は決算見込みによる整理予算で、歳入に一千九百六十九万九千円を追加、歳入歳出をそれぞれ十七億八千八百七十六万九千円としたものです。歳出の主なものは、地方バス路線維持対策事業補助金八百三十三万円、相馬市衛生組合負担金五百五十三万円、公債費利子八百六十

◇**辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更**
◇**昭和57年度一般会計予算**
◇**昭和57年度水道事業会計予算**
◇**昭和57年度国民健康保険特別会計予算**
◇**職員給与に関する条例の一部改正**
◇**昭和56年度水道事業会計補正予算**
◇**税条例の一部改正**



伊達市は北海道の南西部に位置する津軽海峡に面した人口三万五千人、面積百六十九km²のまち、昭和五十七年有珠山の噴火でも知られて

六万一千円などです。
◇**伊達市との姉妹都市提携**
北海道伊達市と新地町は、明治初期、当町から多くの人が移住するなど、歴史的に深い関係にあります。こうしたことから、両市町が「姉妹都市」を結び、教育文化経済の親交を深めようというものです。

安全はあなたが つくるもの

春の全国交通安全運動

4月6日～15日

四月六日(火)から十五日までの十日間、春の全国交通安全運動が行われます。
今回の運動は、さらに一層交通安全の防止を図るため、すべての人が正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけていただくことを目標に
▽歩行者、特に子供の交通安全
▽自転車および原動機付自転車の安全利用の促進
▽安全運転の確保、特に無謀運転の防止
▽県内には
▽シートベルトの着用の推進
▽四項目を重点に、幅広い運動として展開することとしています

増加する死亡事故
前年比で六人の増

昭和五十六年中に相馬警察署管内で発生した交通事故は百五十五件で、これらの事故により八人が死亡、百八十五人が負傷しています。前年比では、発生件数で二十二件、死者で六人、傷者で三十二人も増加しています。このうち町内では二十件の交通事故が発生、二人が死亡、二十八人がケガをしています。

事故の主な原因をみると、運転者の基本的なルール違反(わき見運転四十八件、死者二人、傷者五十八人)が全体の三二%と最も多く、これらを含めた安全運転義務違反が全体の六五・八%を占めています。また、最高速度違反により五人の死者が出ています。
時間帯で交通事故の発生が多いのは午前七時～九時、午後四時～七時で、この時間帯に七十四件が発生(全体の四七・七%)、二人が死亡、八十三人が負傷しています。

町史(資料編)のあらまし②
— 中世・近世 —

中世、近世の資料の主なるものは、まず中世では、「陸奥国直日」「吉良治家施行状」「伊達棟役日記」「伊達種宗御段銭古帳」「伊達晴宗米地下賜録」「伊達治家記録」「黒木氏系図」「宮内家歴史明細記」「大須賀氏系図」「奥相茶話記抄」「東奥中村記抄」「伊達秘鑑抄」「伊達政宗朱印状」その他で、近世は「駒ヶ嶺検地帳」「書出虎石山金龍院」「風土記真言村」「風土記塚木崎村」「風土記大戸浜村」「御知行惣高帳」「亘理家中分限帳」「駒ヶ嶺宮内家中帰農高銘今帳」「早川文書」「阿部文書」「松元文書」「平間文書」「森文書」「志賀文書」「高野文書」その他の資料をあつめました。
新地の中世は、古代とともに資

料が大変少なく、新地方部のことから少くも文献に現われるのは南北朝時代のころからで、はっきりしてくるのは、伊達氏と相馬氏が勢力をひろげるようになった天文年間(一五三二～一五五五)になってからです。
天文七年(一五三八)の伊達種宗の「御段銭古帳」は、鎌倉時代に、幕府の大きな行事や、皇室の行事の際、その費用に当てるため、臨時に諸国から田地の面積に応じて課税したその台帳で、この中に新地方部の地名がのってあります。
さらに、天文二十二年(一五五三)の伊達晴宗の「米地下賜録」は、天文の乱後、晴宗(政宗の祖父)が、家臣に対して領地を下賜した台帳ですが、この中に新地方部の地名が入っています。しかも

在家がかなりあります。この在家というのは、律令制(大化の改新一六四五年)から平安末期までの公地公民制を基礎とした中央集権の国家体制)の班田農民(一定の年齢に達した者に一定面積の田を与える)から成長した農民で、東北においては、十一、二世紀にかけて成立したといわれていますが、この在家があったことで、新地方部でもかなり古くから農耕が発達していたことがわかります。
南北朝時代から、天文十一年(一五四三)に相馬に滅ぼされるまで宇多川以北福田の辺まで治めていた黒木氏については、ほとんど資料がありませんが、小高と双葉に子孫のかたがおり、黒木氏の系図を所持されていたので、この系図をのせました。
「奥相茶話記」「伊達秘鑑」などは、伊達と相馬の争いの様子のみでなく、天文、永録、天正(一五三二～一五九二)年間の新地方部の自然地理の状況も知ることが

相馬警察署が移転

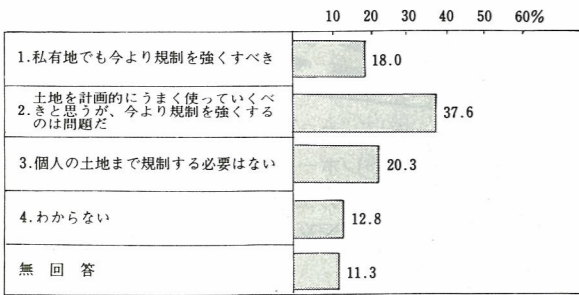
相馬警察署の新庁舎が完成し、4月3日(土)に移転します。(略図)



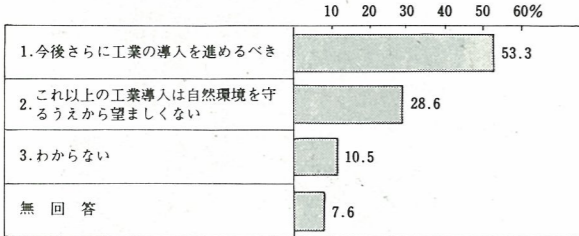
事故別では、特に多いのが追突事故で(全体の三四・八%)、この事故で一人が死亡、六十九人が負傷しています。
また、転落、電柱衝突などの単独事故で、四人が死亡しています。
年齢が三十歳未満のいわゆる若年運転者による事故は八十四

町史(資料編)のお申込みは
教育委員会(番二〇八五)へ。

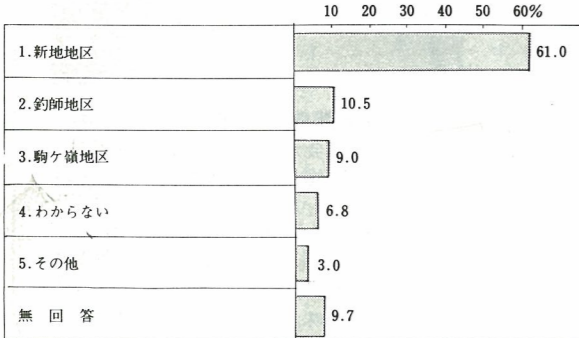
問、土地利用のあり方についてどう考えますか



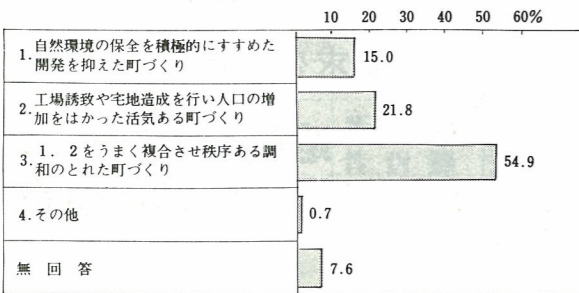
問、相馬地域開発を中心とした工業導入についてどう考えますか



問、今後町の中心商店街はどの地区にあるべきと考えていますか



問、将来の町づくりをどう考えますか



「新地町の将来の町づくりをどのように考えますか」という今後の町の整備基本方針に対する意識では、「一・二をうまく複合させ、秩序ある調和のとれた町づくり」(一は「農地、山林、海岸などの自然環境の保全を積極的にすすめ、開発を抑えた町づくり」、二は「電源地帯工業団地をはじめとして工場の誘致や宅地造成を行い、人口の増加をはかった活気ある町づくり」と答えた人が五四・九%を占め、次いで二、一と続いています。つまり、多くの人が工業導入に積極的な意向を示しているものの、それは現在の自然環境の保全と調和のとれたものでなければならぬと考えているといえます。

しており、その経営意識は低いという結果になっています。農地が公共施設の建設予定地になった場合、また山林がレジャー施設用地として買収されることになった場合の考え方をみると、次のようになります。農地の場合は、「代替地があれば手ばなす」が最も多く四三・八%を占め、次いで「町のためならば手ばなす」が一九%、「価格が満足すれば手ばなす」が一七・一%となっています。山林の場合は、「価格が合えば手ばなす」が二二・二%を占めて最も多く、次いで「手ばなさない」が一八・二%、「あまり必要でない所ならば手ばなす」が一五・一%と続いています。このように、農地、山林とも条件によっては手ばなすという意見

が多くみられるものの、その条件は、農地の場合「代替地を」と今後も農業を続けたい意向が現れている一方、山林の場合は「価格が合えば」という農地とは異なった意識がみられます。ただし、山林の場合、「手ばなさない」と回答した人が一八・二%あり、これは資産の貯蓄の意味を持っていると考えられます。土地利用のあり方についての意識は、「土地を計画的にうまく使っていくべきだ」と思うが、今より規制を強くするのは問題だ」とする回答が三七・六%で最も多く、次いで「乱開発や環境破壊があるから」として、個人の土地まで規制する必要はない」が二〇・三%と続いています。また、「土地を計画的にうまく使っていくために、私有地であってもその使い方を

意識がみられます。ただし、山林の場合、「手ばなさない」と回答した人が一八・二%あり、これは資産の貯蓄の意味を持っていると考えられます。土地利用のあり方についての意識は、「土地を計画的にうまく使っていくべきだ」と思うが、今より規制を強くすべきである」という回答が一八%あります。これを、さらに農業を主たる職業としている人とそれ以外の人とを二分してみると、「一人の土地まで規制する必要はない」という回答が、農業を主たる職業としている人の中では二六%となり、アンケート対象者全員の回答比率より高くなっています。このように、町民は計画的土地

利用の重要性を認識しつつも、個人所有の土地利用については、その自由を求め意向が現れています。したがって、今後の土地利用の規制に関しては、十分な配慮が必要であるといえます。工業化計画に対する意識は、「これらの計画を契機に、今後さらに工業の導入を積極的に進めるべきである」という回答が五三・三%を占めており、対象者全体の過半数の支持を得ています。しかし、「現在の計画で充分なので、これ以上の工業導入は自然環境を守るうえから望ましくない」と回答した人も二八・六%を占めており、今後さらに工業導入を促進していくには、これらの住民意向も配慮する必要があるといえます。特に、高齢者層がこうした考えがよくなっています。

観光の振興策に対する意識では「釣師浜海岸や鹿狼山を組み合わせた健全な観光レクリエーションの振興をはかるべきである」という回答が五一・二%の高率で選択されています。これに基づき、「現状のままがいい」とする回答が一八%を占め、さらに「観光客の増加は、観光公害の発生につながるので望ましくない」という回答が九・二%で続いています。大規模開発の推進という回答を選んだ人は少なく、町の自然を維持しつつ健全な観光レクリエーションの振興をはかるべきであるという意識が持たれています。商業振興策に対する意識では、質問として中心商店街の最も望ましい位置を尋ねました。これについては、アンケート対象者の六一%が新地地区をあげています。「新地町の将来の町づくりをどのように考えますか」という今後の町の整備基本方針に対する意識では、「一・二をうまく複合させ、秩序ある調和のとれた町づくり」(一は「農地、山林、海岸などの自然環境の保全を積極的にすすめ、開発を抑えた町づくり」、二は「電源地帯工業団地をはじめとして工場の誘致や宅地造成を行い、人口の増加をはかった活気ある町づくり」と答えた人が五四・九%を占め、次いで二、一と続いています。つまり、多くの人が工業導入に積極的な意向を示しているものの、それは現在の自然環境の保全と調和のとれたものでなければならぬと考えているといえます。

61%が中心商店街は新地地区に

土地利用のあり方についての意識は、「土地を計画的にうまく使っていくべきだ」と思うが、今より規制を強くするのは問題だ」とする回答が三七・六%で最も多く、次いで「乱開発や環境破壊があるから」として、個人の土地まで規制する必要はない」が二〇・三%と続いています。また、「土地を計画的にうまく使っていくために、私有地であってもその使い方を

意識がみられます。ただし、山林の場合、「手ばなさない」と回答した人が一八・二%あり、これは資産の貯蓄の意味を持っていると考えられます。土地利用のあり方についての意識は、「土地を計画的にうまく使っていくべきだ」と思うが、今より規制を強くすべきである」という回答が一八%あります。これを、さらに農業を主たる職業としている人とそれ以外の人とを二分してみると、「一人の土地まで規制する必要はない」という回答が、農業を主たる職業としている人の中では二六%となり、アンケート対象者全員の回答比率より高くなっています。このように、町民は計画的土地

利用の重要性を認識しつつも、個人所有の土地利用については、その自由を求め意向が現れています。したがって、今後の土地利用の規制に関しては、十分な配慮が必要であるといえます。工業化計画に対する意識は、「これらの計画を契機に、今後さらに工業の導入を積極的に進めるべきである」という回答が五三・三%を占めており、対象者全体の過半数の支持を得ています。しかし、「現在の計画で充分なので、これ以上の工業導入は自然環境を守るうえから望ましくない」と回答した人も二八・六%を占めており、今後さらに工業導入を促進していくには、これらの住民意向も配慮する必要があるといえます。特に、高齢者層がこうした考えがよくなっています。

観光の振興策に対する意識では「釣師浜海岸や鹿狼山を組み合わせた健全な観光レクリエーションの振興をはかるべきである」という回答が五一・二%の高率で選択されています。これに基づき、「現状のままがいい」とする回答が一八%を占め、さらに「観光客の増加は、観光公害の発生につながるので望ましくない」という回答が九・二%で続いています。大規模開発の推進という回答を選んだ人は少なく、町の自然を維持しつつ健全な観光レクリエーションの振興をはかるべきであるという意識が持たれています。商業振興策に対する意識では、質問として中心商店街の最も望ましい位置を尋ねました。これについては、アンケート対象者の六一%が新地地区をあげています。「新地町の将来の町づくりをどのように考えますか」という今後の町の整備基本方針に対する意識では、「一・二をうまく複合させ、秩序ある調和のとれた町づくり」(一は「農地、山林、海岸などの自然環境の保全を積極的にすすめ、開発を抑えた町づくり」、二は「電源地帯工業団地をはじめとして工場の誘致や宅地造成を行い、人口の増加をはかった活気ある町づくり」と答えた人が五四・九%を占め、次いで二、一と続いています。つまり、多くの人が工業導入に積極的な意向を示しているものの、それは現在の自然環境の保全と調和のとれたものでなければならぬと考えているといえます。

自然環境と調和のとれた商工業の振興を

国土利用計画アンケート結果

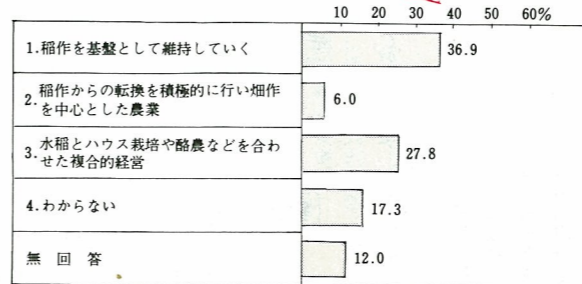


町では現在、今後の土地利用の基本となる国土利用計画の策定作業を進めています。土地利用に対する住民意向を把握するため、昨年十一月、アンケートを実施しました。アンケートは、総世帯数の約一〇%にあたる二百世帯を無作為に抽出、土地利用に対する意識や所有土地の売買に対する意識など十八項目について、六六・五%の回収率にあたる百三十三世帯の回答をいただきました。調査結果から、住民の多くが今後の町の土地利用計画の重要性を充分認識しており、「新地町の自然環境を保全しつつ、商工業の振興をはかり、バランスのとれた豊かで住みよい町づくり」を望んでいることがわかりました。調査に協力をいただいたみなさんに対し、厚くお礼申し上げます。調査結果は次のとおりです。

79%が農業を続けたい

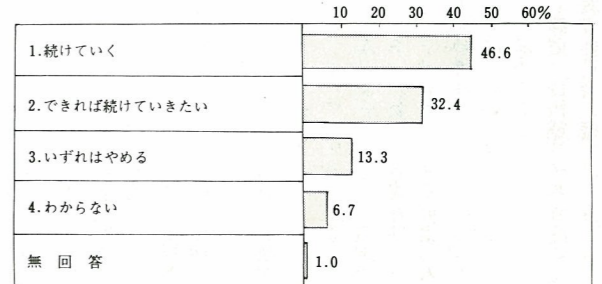
今回のアンケートでは、対象者の約八〇%が農地を所有しています。その経営規模は、〇・五〜一haが三七・一%、一〜二haが三二・四%となっており、職業別にみると、農業を主たる職業としているのは、アンケート対象者の四〇・七%に達しています。また、さらに世代別にみると、農業を主たる職業としているのは五十代、六十代が多くなっています。

問、今後町の農業のあるべき姿として望ましいのは?



「山林にはほとんど手を入れない」という人が五七・六%に達

問、あなたの家庭では今後とも農業を続けていきますか



トピックス

トピックスは、町内での話題をカメラレポートするコーナーです。みなさんのまわりにある話題を、役場企画開発課までお寄せください



文化講演会開催 公民館と文化協会共催による講演会が、3月4日、講師に宮城県美術館長佐々久氏を迎え、老人憩の家で開かれました。「伊達と相馬の歴史と新地の変遷」と題する当時のエピソードをまじえながらの講演に、会場につめかけた約100名の町民は、当地方のルーツを探ろうと興味深く聞きっていました。



97人が学びやを立つ 尚英中学校の卒業式が、3月13日、同校屋体で行われました。今年の卒業生は男59名、女38名の97名。卒業式では玉川校長から一人一人卒業証書を受け、それぞれの思い出を胸に母校をあとにしました。なお、今年の卒業生の進路は、進学96名、就職1名となっています。



新地サッカーが優勝 一月下旬から試合を続けていたサッカーリーグが、三月十四日の最終戦で幕を閉じた。優勝は五戦全勝の新地サッカー、以下福田クラブ、尚英クラブと続き、得点王には福田クラブの竹沢浩さん、最優秀選手には新地サッカーの佐久間由真さんが選ばれました。

保健婦の健康メモ 大切な朝の健康観察

姿勢は正しく

入学シーズンとなり、一年生の元気な姿が見かけられるようになりますが、今回は「福田小学校の健康管理」について、養護教諭の小泉先生にお聞きしました。それによると、学校では毎月「保健のめあて」を設定し、全児童で取り組んでいるとのこと。それを示すと

十一月……きれいな環境をつくらう
十二月……冬の病気から体を守らう

一月……寒さに負けないで、心と体を鍛えよう

二月……姿勢を正しくしよう
その要点を毎月の「保健だより」でアピールしています。

最近の問題点としては
(1) 学習や給食時の姿勢が悪い
(2) 児童の朝夕の健康観察が的確に行われていない
などがあげられ

(1)の対策としては

○ 朝の相談、帰りの反省での注意と確認

○ 「保健だより」での啓蒙

○ 放送・掲示での指導

(2)の対策としては

○ 特に共働きの家庭に、かわいいお子さんのために、早めの処置をお願いする

以上のようなことを行っているとのことでした。

そこで、姿勢や健康観察について、家庭や学校だけでなく、地域全体の問題としてとりあげてみたいと思います。

一、姿勢

姿勢の形態を決める最大の要素は背骨です。背骨は一本の真つすぐな硬い棒ではなく、自由自在に曲がる棒です。この背骨を正しく支える腹筋・背筋・臀筋が弱くなると、姿勢が悪くなります。ぐんぐん成長する年齢期の脊柱の歪みが内臓を圧迫し、慢性的悪影響を与えることがあります。

一方、姿勢の悪さが精神的にも消極的な反応を生み、学ぶ意欲をも消極的になるとすれば、学習のなかで重大な関心を持たなくてはならないものと思えます。

○ 良い姿勢とは

立った状態で両手の指を組み合わせ、これを頭上へ伸ばし、掌を天井に向けて、体がぶらさがった感じになり、このままの姿勢で、手だけをそつと体側へおろしたときの直立姿勢です。

○ 良い姿勢を保つには
(1) 節度をもった生活と心構

二、健康観察

まず、「朝の健康観察」を忘れずに行ってください。顔から足へと順に観察してみましょう。例えば、顔色、眼脂、鼻汁、口唇のあれ、耳痛、歯痛、発熱、腹痛、排便の有無、かぜはひいていないか、目ざめはよいのか、朝食は十分食べたか等。

登校する前に自覚症状があれば休ませ、早く診察を受けた方が軽くなります。登校してからは、家庭との連絡がとれにくいこともあります。一方、子供自身も不安になることもありま

観察を忘れず、必ず、毎日チェックすることを習慣づけることが大切です。そして、登下校時にあぶないことなどをしていた場合は、一言注意をしてあげたいものです。子供たちの心身の健康を守るためには、家庭の中、さらには地域の中で進めて行かなければ、良い結果は得られないと思います。

中塚 文子



請求をお忘れなく

戦傷病者 遺族に対する 特別弔慰金

特別弔慰金は、戦没者の遺族で、その戦没者に対する公務扶助料、遺族年金等の受給者がなくなつた場合に、その遺族のかたがたに支給されています。

この制度は昭和五十四年度に改正されましたが時効が迫っており、請求は、該当者はもれなく請求してください。

◇支給対象者

(1) 昭和五十年四月一日から五十四年三月三十一日までの間に、公務扶助料、遺族年金等の受給権者がなくなつたかた。

(2) 戦没者等が旧陸海軍部内の判任文官で、昭和五十四年四月一日において、公務扶助料の受給権者がなくなつたかた。

◇支給方法

国債で交付

◇国債の名称(記号)
第三回特別弔慰金国庫債券 (い号)

◇国債の額面
十二万円

◇国債の発行日
昭和五十四年十月一日

◇償還金支払日
昭和五十五年六月十五日、六十年六月十五日(六年償還)

◇時効期日
昭和五十七年五月七日

◇請求手続

支給を受けるためには該当されるみなさんの請求が必要です。請求用紙等は役場住民課に備えてありますので、請求をお忘れなく。

確定申告が まちがっていたときは

所得税の確定申告書に計算間違いなどの誤りのある人や、うっかりして確定申告を忘れていた人はおられません。もし、まちがいが申告を忘れていたことに気付いた人は、すぐに次の手続をしてください。

〈税額を少なく 計算していただく〉

確定申告をした後で、納めた税金が少なかつたり、還付を受けた税金が多いことに気付いたときは、「修正申告」をしてください。税務署から調査を受ける前に進んで修正申告をしたときは、加算税はかかりません。

〈税額を多く 計算していただく〉

確定申告をした後で、税金を納

め過ぎていたり、還付を受けた税金が不足していることに気付いたときは、「更正の請求」をしてください。更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間(昭和五十八年三月十五日まで)です。

〈確定申告を忘れていたとき〉

申告を忘れていたときは、期限

後でも申告できますが、税務署から調査を受ける前に進んで申告した場合は、加算税の取扱いが有利になります。修正申告、更正の請求、期限後申告をする場合は税務署にありませぬ。くわしくは、相馬税務署にお尋ねください。

3月(15、16、17日)の不燃物収集状況(3月18日調べ)

収集場所	収集状況	収集できないゴミ			収集場所	収集状況	収集できないゴミ		
		出しおくれ	記名なし	分別不良等			出しおくれ	記名なし	分別不良等
作田公会堂前	完全収集				富倉日黒勝美宅東側	完全収集			
作田農協倉庫前	完全収集				城内川部寿宅東側	完全収集			
埴浜長塚智雄宅北側				1	駒ヶ嶺河原栄一宅前	完全収集			
釣師北畑水防倉庫前	完全収集				大須賀氏の碑前	完全収集			
大戸浜公会堂入口					新町遠藤商店前	完全収集			
今泉水防倉庫前				1	1	沢口公会堂前	完全収集		
今神公会堂前	完全収集				鉄炮町火の見前	完全収集			
藤崎公会堂前	完全収集				明地火の見前	完全収集			
浜渡部馨宅東側	完全収集				大山田バス停前	完全収集			
中里荒力宅東側				2	上真弓水神十字路	完全収集			
木崎公会堂前	完全収集				下真弓公会堂前	完全収集			
中島公会堂前	完全収集				岡公会堂	完全収集			
町営住宅前				1	杉目公会堂	完全収集			
小川公会堂	完全収集				菅谷公会堂				
富倉原入口	完全収集				高田公会堂				



内職委託の事業主は

「委託状況届」の提出を

製造、加工業者等で、製品の加工を家内労働者（内職者）に発注している事業主（委託者）は、毎年四月一日現在の家内労働者数等を、四月末日までに「委託状況届」により相馬労働基準監督署長を経由し、福島労働基準局長に提出しなければならぬことになっております。今年も届出の時期になりましたので、忘れず提出してください。

届出用紙は、相馬労働基準監督署及び労働基準協会にあります。なお、家内労働法では、委託は、家内労働者に対し家内労働手帳を交付し、工賃単価・支払方法など委託条件を明示するよう定めておりますので、委託の際には必ず「家内労働手帳」等を交付してください。

昭和五十七年度の労働保険の年度更新をする時期になりました。四月初めに労働基準局、又は県から送付される申告書用紙と記入要領をよく読んで、五月十五日までに自主申告、自主納付をお願いいたします。受付は最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局又は県雇用保険課で受付けます。

また、期日までに申告ができるよう、賃金台帳等を整備しておいでください。

家内労働者（内職する人）も、委託を受ける際には手帳の交付をうけて、後で争いの生じないようしててください。

福島労働基準局

お忘れなく

労働保険の

年度更新

春先は一年で最も転居の多い時期です。転居されるときは、郵便局へも転居届を提出してください。

転居届の用紙は、郵便局の窓口、役場窓口に備えてあります。提出された転居届により、一年間、旧住所あての郵便物を新住所へ転送いたします。なお、書留や小包郵便物は、転送料が必要となります。

郵便局への転居届を

お忘れなく

福島労働基準局
福島県商工労働部

歌壇俳壇

しばしのみ風花舞へりいのちある
ものごとくに駅のホームに
三宅 康
クロッカス土より湧きし天使かな
林 よし子

日の匂い泌めしふとんに身をつつむ
大堀 虎枝
農の手に踊り習いの雪を掃く
齋藤 清子
室花の深紅かなしき喪の机
辻 麗ら
円安の相場忙しく葦立てり
代光 富峰

県内の話題は

県内の放送で!!

県内の各放送局ではローカル番組を製作し、県内各地の話題を放送しています。

NHK	
総合	8 ch
	44 ch
教育	4 ch
	46 ch

「きょうの福島」
(月～金 18:30～19:00)

FTV	
	10 ch
	42 ch

「FTV テレポート」
(月～金 18:00～18:30)
「サタデイふくしま」
(土 13:00～13:55)

FCT	
	58 ch

「ハローふくしま」
(月～土 11:45～12:00)

KFB	
	48 ch

「イブニングふくしま」
(月～金 18:00～18:30)

＝チャンネル案内＝

20日	三月定例町議会（本会議）
19日	本会議
18日	〃
17日	〃
16日	〃
15日	三月定例町議会（一般質問）
13日	校卒業式
12日	〃（休会） 尚英中学
10日	三月定例町議会
8日	県土地連相双支部評議委員会及び総会
6日	町議会運営委員会 国保運営協議会
5日	相馬方部衛生組合協議会
4日	看護学院卒業式
3日	町議会建設常任委員会
2日	民生委員会 公立相馬病院
1日	三月 新地高校卒業式
26日	町議会建設常任委員会 農地流動化推進委員会
25日	県町村会定期総会 県国保連合会総会
24日	相馬港建設に伴う沿岸漁業者振興対策連絡会議 県町村会理事会 相馬地方町村会
23日	談会
22日	相馬地方広域市町村圏組合管理者会議及び議会
二月	知事と相馬・新地部課長懇談会

町長日記
楊中二



2月届出

▷出生（届出は14日以内に）
おめでとうございます

友利恵	目黒	清江	木崎
由美恵	今野	秀夫	岡
美貴	加藤	政夫	岡
三友	加藤	宗信	新地町
恵子	斎藤	広志	新地町
郁恵	森	高夫	大戸浜
洋典	滝波	博	今泉
昌和	八卷	一夫	高上
宏恵	八島	勇	新町
紀子	桜井	真正	富
邦江	菊地	勝義	

▷死亡（届出は7日以内に）
おくやみ申しあげます

草野カスミ	73	杉目
水戸豊	93	新地町
目黒みさほ	93	小川
石田カツ	78	高田内
寺島マサヨ	81	城駒
武沢ミヤ	58	駒藤
斎藤源亀	85	藤今
荒アヤ	66	

郵便局